

○八王子市障害者住居賃貸代行保証料補助金交付要綱

平成31年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自らが居住する住居の賃貸にあたり、保証人の代行制度を利用する際に、八王子市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金の交付は、市内居住の障害者が住宅を賃貸するにあたり、保証人の代行制度を利用する際に、その費用の一部を補助することで経済的な負担を軽減し、住み慣れた地域での安心した生活の実現を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、この業務を適切に運営することができる認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人等に一部を委託することができる。

(補助対象者の要件)

第4条 この補助金の交付対象となる者は、障害者の一人暮らし世帯又は世帯主が障害者の場合で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 民間等の住居賃貸代行保証制度を利用していること。
- (2) 八王子市障害者居住支援事業実施要綱第3条に規定する者であること。
- (3) 世帯全員が現に市内の民間賃貸住宅に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により八王子市の住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。
- (5) 八王子市が交付する他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 障害者に対して交付する補助金の額は、前条第1号に規定する制度を利用した場合に支払った額の2分の1に相当(100円未満切り捨て)する額とし、10,000円を限度とする。ただし、保証の期間が1年以上のもの1回の支払いに対して、1回の補助に限るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条第1号に規定する制度の保証料の支払い後1年以内かつ当該年度の末日までに、障害者住居賃貸代行保証料補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 代行保証料を支払ったことを証明する領収書、又は市長がこれに相当すると認めたもの
- (2) 賃貸契約書の写し(保証人の署名等が記載されていること)

(交付決定及び却下)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、障害者住居賃貸代行保証料補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、障害者住居賃貸代行保証料補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び受領)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成**30**年**4**月**1**日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。